

奥只見丸山スキー場利用約款

奥只見観光株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が管理する奥只見丸山スキー場（以下、「当スキー場」という。）管理区域内の利用について、以下のとおり「奥只見丸山スキー場利用約款」（以下、「当約款」という。）を定めます。

（適用範囲）

第1条 当スキー場を利用するにあたり、当スキー場利用者（以下、「利用者」という。）は、当約款に同意の上、当社に対し、当約款に基づく利用を申し込むものとし、当約款を内容とする契約が成立するものとします。なお、当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づく他、全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準 2013 年 10 月改定版」、または一般に確立した慣習によるものとします。

（告知）

第2条 当スキー場では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、次のような特有の危険がある事を理解し、これらの危険を利用者自身の注意により避けて当スキー場を利用してください。

- (1)降雪・吹雪・強風・降雨・濃霧など天候に伴う危険（ホワイトアウトなど天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況を含む）。
- (2)崖・急斜面・溝・沢・凹凸など地形に伴う危険。
- (3)アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩・吹きだまり・ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）など雪質や雪面の状態による危険。
- (4)立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険。
- (5)リフト・リフト支柱・標識・建物・ロープ・マット・ネットなど人工の工作物との衝突による危険。
- (6)圧雪車やスノーモービル（以下、「雪上車両」という。）などとの衝突の危険。
- (7)スノーパーク、そりゲレンデの利用に伴う危険。
- (8)利用者のスピードの出し過ぎによる危険。
- (9)自己転倒による危険。
- (10)他のスキーヤー、スノーボーダーなどとの衝突による危険。
- (11)疲労・泥酔・薬物・体調不良による危険。
- (12)不適切な用具の使用などによる危険。
- (13) その他、これらに類する危険。

2 当スキー場内のマット・ネットなどは危険箇所の存在を示す物であり、衝突の際の安全を保証する物ではありません。

3 当約款を遵守できない方は、当スキー場をご利用いただけません。

4 利用者は、いつでも止まったり曲がったりできるよう常に前方を注視し、滑走して下さい。

5 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規制やその他の表示のみとなっていますので、別図1を確認してください。

6 第3条、第4条に従っていただけない方は、当スキー場の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でもリフト券の返却、退場をしていただく場合があります。なお、この場合リフト料金などの返金はいたしません。

(禁止事項)

第3条 当スキー場においては、次の事項を禁止しています。

- (1)閉鎖されたコースやコース外・立入禁止区域へ進入すること。
- (2)他の利用者や人工物・自然物に接近して滑走すること。
- (3)雪上車両などに接近すること。
- (4)ロープ・ネット・掲示物・標識など、設置物を故意に傷つけたり、破損させたりすること。
- (5)リフトなど索道の運行を故意に妨げること。
- (6)ゴミ・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること。
- (7)当スキー場の許可なく、ロープ・ネットなどで仕切られた必要な範囲を超えて、滑走具を装着せずコースの中を歩くこと。
- (8)当スキー場の許可なく、犬などの動物を当スキー場内に放つこと。
- (9)薬の服用やその他の影響・事情により心身が正常でない状態でスキー場内へ立入ること。
- (10)当スキー場の許可なく、営業行為を行うこと。
- (11)当スキー場の許可なく、コース内やスノーパーク等へ勝手にアイテムなどを設置すること及びジャンプ台を作成すること。
- (12)当スキー場の許可なく、ドローンを飛行させること。
- (13)当スキー場の許可なく、野営（テント設置等）をすること。
- (14)当スキー場の許可なく、カセットコンロなどの火器を使用することや、焚火などの火を利用した行為をすること。
- (15)指定場所以外で喫煙すること。
- (16)他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと。
- (17)その他、これらに類する行為や法令等で禁止されていること。

(18)リフト券を不正転売、不正転売により譲り受けたリフト券を使用する行為。

(行動規則)

第4条 当スキー場をご利用の際は、次の行動規則を遵守してください。

- (1)他人を傷つけたり、他人の安全を脅かしてはいけません。
- (2)周囲をよく見て滑り、地形・天候・雪質・技能・体調・混雑などの状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、徐行したりするなど滑り方を選んでください。
- (3)他の利用者の滑走を妨げてはいけません。
- (4)他の利用者を追い越すときは、その人との間隔を十分にあげてください。
- (5)滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、周囲をよく見て自分自身や他の利用者の安全を確かめてください。
- (6)コースの中で不用意な立ち止まりや、座り込みをしてはいけません。狭い所や上から見通せない所で立ち止まることは慎んでください。なお、転んだときはすばやくコースをあけてください。
- (7)当スキー場が許可する範囲内でコース内を登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用してください。また視界が悪い場合には、上方から滑ってくる他のスキー場利用者に特に注意してください。
- (8)流れ止めの付いていないスキー・スノーボード・雪上滑走用具で当スキー場の利用はできません。
- (9)利用者は、リフトの安全な乗り方を理解して利用してください。
- (10)リフト乗降に不安を感じる方は、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得てください。
- (11)掲示・標識・場内放送・コースマップなどの注意を守り、スキー場のパトロールおよび係員の指示に従ってください
- (12)スノーパーク利用の際には、着地点の周囲の安全を確認してからスタートしてください。
- (13)パトロール等の業務のため出動している雪上車両が運行しているときは、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止又は徐行してください。
- (14)事故に遭遇したときは、自分自身その事故の当事者かどうかにかかわらず救助活動やスキー場係員への通報にご協力ください。またその際は当事者・目撃者を問わず氏名、住所および電話番号を確認させていただく場合があります。この場合、当社は、別途定める個人情報の取扱いに関する基本方針に則り、スキー場利用者の個人情報を利用するものとします。(URL : <https://okutadami.co.jp>)
- (15)当スキー場では、当社の許可した雪上滑走用具以外は使用することはできません。
- (16)利用者は、ヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めてください。

(17)保護者の目の届かないところでのお子さまの単独行動はお止めください。

(18)上記に記載のない事項は、法令および一般慣習に準じた行動をとってください

第5条 利用者の故意または過失により当社が損害を被った場合は、当社が被った損害を当該利用者より賠償していただきます。

2 利用者が当社の駐車場を利用する場合、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。

3 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険、賠償責任保険などの保険に加入するよう努めて下さい。

4 索道施設については、当社が定める「奥只見丸山スキー場索道事業運送約款」に従って利用してください。

(搜索救助費用の負担)

第6条 当約款に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者(以下「遭難者」といいます。)や、遭難者の家族、友人及び知人などから、当社に搜索救助の要請があり、当社が遭難者の搜索救助活動を行った場合、当社は、遭難者に対し、搜索救助活動に要した、人件費、雪上車両運行費、リフト運行費、照明電気費及びその他発生した一切の費用(費用掲示板有)を請求させていただきます。

(不可抗力等)

第7条 天災その他の不可抗力に基づく事由による場合またはスキー場利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、当スキー場の一部または全部の利用を休止することがあります。

(利用の拒絶)

第8条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。

- (1)当スキー場利用の申し込みが、当約款によらないとき。
- (2)利用者から、利用に際し当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
- (3)当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (4)泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (5)天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき。
- (6)パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき。
- (7)反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」)による暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、(社会運動など標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はこれらに該当しなくなってから5年を経過しない者をい

います。) であるとき。

(8)前各号に掲げるほか、正当な理由があるとき。

(利用約款の変更)

第9条 当社は以下の場合に、当社の裁量により、当約款を変更することができます。

(1)当約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2)当約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして客観的に合理的なものであるとき。

2 当社は前項による当約款の変更にあたり、変更後の当約款の効力発生日の1か月前までに、当約款を変更する旨及び変更後の当約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (URL : <https://okutadami.co.jp/>) に掲示します。

(紛争解決)

第10条 当約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2025年11月1日 制定